

◎ 東京都告示第千五百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成十八年十二月七日

東京都知事 石 原 慎 太 郎

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種中高層住居専用地域

削除する部分

江戸川区篠崎町七丁目及び西瑞江三丁目各地下内

変更する部分

世田谷区北沢二丁目、代田五丁目

関係図書
の縦覧
場所

商業地域

世田谷区北沢二丁目及び代田六丁目
目各地内

削除する部分

世田谷区北沢二丁目及び代沢五丁目
目各地内

変更する部分

世田谷区代田六丁目及び大原一丁目
目各地内

追加する部分

世田谷区北沢二丁目及び代沢五丁目
目各地内

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（都庁第二本庁舎二十一階北側）